

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月9日

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
理事長 中込 和幸

1. 競争に付する事項

(1) 契約件名及び予定数量

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 庁舎電力 一式

① 病院分庁舎電力（交流3相3線式、供給電力6,000V）

契約電力 常時電力1,411kW 予備電力1,411kW

予定使用電力量7,879,861kWh

② 研究所分庁舎電力（交流3相3線式、供給電力6,000V）

契約電力 常時電力1,700kW 予備電力1,700kW

予定使用電力量8,845,075kWh

(2) 契約件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日または送電可能日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

(5) 入札方法

入札金額については、各社において設定する契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価で積算すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、当センターが提示する予定使用量に従って積算した総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（総価）に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第6条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽の事実を記載した者

- (イ) 経営の状況又は商取引における信用性が極度に悪化している者
- (3) 当該年度における全省庁統一資格において「物品の販売」にかかるA、BまたはC等級のいずれかに格付けされている者であること。また、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (7) 厚生労働省または厚生労働省所管法人から過去1年以内に業務等に関し指名停止を受けていないこと。

3. 入札及び契約条項を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

財務経理部財務経理課第一契約係 浅原

TEL 042-341-2712（内線2125）

MAIL s-asahara@ncnp.go.jp

- (2) 入札書類の交付期間

令和7年12月 9日（火） 8時30分

令和7年 1月27日（火） 17時15分

ただし、12時00分から13時00分及び土・日・祝祭日を除く。

- (3) 入札書類の交付方法

3.（1）の担当者より電子媒体をメールにて配布

- (4) 入札書の受領期限

令和8年1月28日（水） 17時00分

- (5) 開札日時及び場所

令和8年1月30日（金） 11時00分

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 中央館1階 第3会議室

4. その他必要な事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除する

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格者の無い者の提出した入札書、入札者に求められる

義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約の相手方の決定方法

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長が本公告及び入札説明書等に示した業務を履行できるか判断した入札者であって、本契約事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

契約の相手方が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定するものとする。

(6) その他

詳細は入札説明書等による。